

長浜市地域づくり指針

平成23年(2011年)7月改訂

長 浜 市

はじめに

わが国は今、大きな曲がり角にあります。

毎年増加してきた人口は平成 19 年(2007 年)を頂点に減少に転じました。高齢化は今後さらに急激に進み、平成 62 年(2050 年)頃には、5 人に 2 人が 65 歳以上という超高齢社会を迎えると予測されており、これは長浜市においても、例外ではありません。人口は今後、横ばいないし減少の傾向を示し、平成 32 年(2020 年)には高齢化率が※26.5%になると予測しています。※ 国立社会保障・人口問題研究所資料による

また、核家族化や価値観の多様化が進んだことにより、人とひとのつながりが薄れ、地域を支えてきたコミュニティが弱体化してきています。

こうした状況においては、日々の暮らしの基盤となる地域を、安全・安心で愛着と誇りのもてる社会にしていくことが極めて重要な課題となります。

公共サービスは、これまでその多くを行政が担ってきました。しかし、生活や価値観の多様化にともなって、住民のニーズが多様化・複雑化し、これまでのように、行政が全てのニーズに対応していくことが難しい状況になってきています。

国では今、地方分権が進められています。地域のことは、地域のことを最もよく知る地域の住民が自ら決め、行政と連携、協力して地域づくりを進めることにより、自立した地域を形成していく。そうした地域自治、住民自治のまちづくりを進めていくことが必要になってきています。

「自助・共助・公助」という言葉があります。わが国には、地域の住民が互いに助けあうことによって地域を支えてきたという長い歴史がありますが、そうした共助の精神が低下してきていることは否めない事実です。平成 23 年 3 月 11 日に発生した日本の観測史上最大規模といわれる東北地方太平洋沖地震の被災地で、地域住民が互いに協力し、助け合い、支えあって復興に取り組まれている姿を見ると、改めて共助の精神を取り戻していくことが必要だということを考えさせられます。

長浜市では、平成 18 年 2 月の 1 市 2 町合併後に「長浜市地域づくり指針」を策定し、地域が自ら課題解決を図るための中心組織として、地域づくり協議会の設立を推進してきました。そして、平成 22 年 1 月の 1 市 6 町合併を機に、指針の見直しを行い、今後もさらに、地域づくり活動を推進していきます。

長浜市では、女性も男性も子どもも高齢者も、長浜市に暮らす一人ひとりの市民誰もが、居場所と社会参加の機会を確保でき、自分たちが暮らす地域の将来を考え、安全・安心で愛着と誇りのもてる地域づくりに、共助の気持ちをもって取り組みます。

平成 23 年 7 月

目 次

はじめに

1. 今、なぜ地域づくりなのか	… 1
(1) 全国的な動き（時代背景）	… 1
1) 社会経済情勢の変化	… 1
2) 地方分権の進展	… 1
3) 新しい公共領域の拡大	… 1
(2) 長浜市の現状	… 3
(3) 地域づくりの必要性	… 3
2. 地域づくり活動とは	… 4
(1) 地域づくりの基本的な考え方	… 4
(2) 長浜市における地域づくり活動	… 5
(3) 長浜市における地域づくり活動の領域	… 5
(4) 長浜市における地域づくり活動の視点	… 7
3. 地域づくり活動の担い手（地域づくり協議会）	… 8
(1) 長浜市市民自治基本条例における位置づけ	… 8
(2) 協議会の役割	… 8
(3) 協議会の範囲（エリア）	… 9
(4) 協議会の組織体制	… 9
(5) 地域づくり活動の取り組み方、進め方	… 10
(6) 協議会と自治会・地区連合自治会の関係	… 11
(7) 協議会設立前後の一般的な流れ	… 13
(8) これまでの取り組み	… 14
(9) これからの取り組み	… 14
4. 地域づくり活動を支えるために	… 14
(1) 行政の支援策	… 14
1) 人的支援	… 14
2) 財政的支援	… 15
5. 長浜市がめざす地域づくり	… 15

6. 様々な地域づくり活動	…	16
(1) これまで取り組んできた協議会活動	…	16
自主事業		
1) 地域福祉拠点整備事業・空き地空き家活用事業 見守り支えあいネットワークづくり活動【田根】	…	16
2) 地域づくりふれあいフリーマーケット事業【南郷里】	…	17
3) わがまち再発見！ウォークラリー事業【長浜】	…	18
4) ラジオ体操で健康づくり事業【北郷里】	…	19
5) 地域と大学の協働を考えるシンポジウム事業（提案）【田根】	…	20
6) 福良の森・グリーンロード修景事業（提案）【湯田】	…	21
補助事業		
1) 獣害対策・里山整備事業【田根】	…	22
2) 広域自主防犯活動支援事業【びわ】	…	23
受託事業		
1) 介護予防事業（転倒予防教室）【西黒田】	…	24
2) 公民館指定管理事業【六荘】	…	25
(2) 今後、期待される協議会活動	…	26
1) 放課後児童健全育成活動	…	26
2) 見守り支えあいネットワークづくり活動	…	26
3) 各種健診（検診）の受診率向上活動	…	27
4) 道路安全パトロール活動	…	27
5) 地域スポーツの振興活動	…	28
6) 地域に根ざした学校づくり活動	…	28
(3) 他地域で実施されている先進的な地域づくり活動	…	29
1) 地域コミュニティ交通運営事業（一宮市・岐阜市）	…	29
2) 宿泊研修施設の運営、商業施設の経営（広島県安芸高田市）	…	29
3) 地域緑化を通じた新たな公共の担い手（兵庫県宝塚市）	…	30
4) コミュニティビジネス事業（兵庫県朝来市）	…	30
5) みんなの居場所づくり（宮崎県宮崎市）	…	31
6) 認可外保育所の運営（島根県雲南市）	…	31
7) 販売所の経営（大分県中津市）	…	32
8) 防災まちづくり事業（神奈川県横浜市）	…	32
【資料】	…	33
1. 変化する日本の人口構造	…	33
2. 地区別データ	…	34
3. 位置図	…	35

1. 今、なぜ地域づくりなのか

(1) 全国的な動き（時代背景）

1) 社会経済情勢の変化

近年、人口減少・少子高齢化・核家族化の進行、コミュニティの希薄化、労働環境の変化、さらに経済のグローバル化や社会保障関係費の増大、税収入の減少による財政状況の悪化など、日本を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきました。

特に人口減少・少子高齢化の急激な進行は深刻で、40年後の日本の人口は1億人を下回り、5人に2人が高齢者という状況が予想されています。

資料1 参照

2) 地方分権の進展

平成12年の地方分権一括法の施行によって、地方自治体と国は上下関係から対等・協力の関係にかわり、地方自治体が自己責任と自己決定のもとに個性豊かな地域社会をつくっていくという流れになってきています。住民にとって身近な行政サービスは、できる限り基礎的自治体（市町村）が行うことが望ましく、基礎的自治体には政策を自ら考えて実行することが求められるようになりました。

3) 新しい公共領域の拡大

高齢化や家族形態の多様化など、社会状況の変化に伴い、従来は個々の家庭の中だけで担っていた介護や保育などについて、新たに公共サービスとして提供する必要が出てきました。

一方、税収が落ち込む中で、地方財政は極めて厳しい状況にあり、今後も予想される少子高齢化による生産人口の減少は、行政サービスのための財源の確保をさらに困難にしていきます。

こうした状況の中、「公共」のあり方を根本的に考え直すため、総務省により「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」が設置され、平成21年8月28日付けで報告書が提出されました。研究会では、「新しい公共」について次のように報告しています。

「新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書（抜粋）」（平成21年8月28日）

行政を中心とした公共サービスの限界を打破し、既存の団体や仕組みでは提供することが難しくなったサービスを提供するとともに、新しいニーズに対応していくためには、「公共」のあり方を根本的に考え直すことが必要です。

これまでは、公共サービスはもっぱら行政により提供されるものと考えられており、「公共」の範囲と行政により提供されるサービスの範囲は概ね一致していました。しかし、少子高齢化の進展や男女共同参画社会の形成に伴い、従来は家庭等において対応されてきた保育や介護などが公共サービスとして求められるなど、私的活動であったものが公共サービスなどに変わることによって「公共」の守備範囲が拡大する一方、経営資源の限界等により行政が対応できる範囲が縮小し、「公共」の範囲と行政により提供されるサービスの範囲に相当の「ズレ」が生じてきました。

このようにして生じた「ズレ」の領域についても、あくまで「公共」の領域であることに変

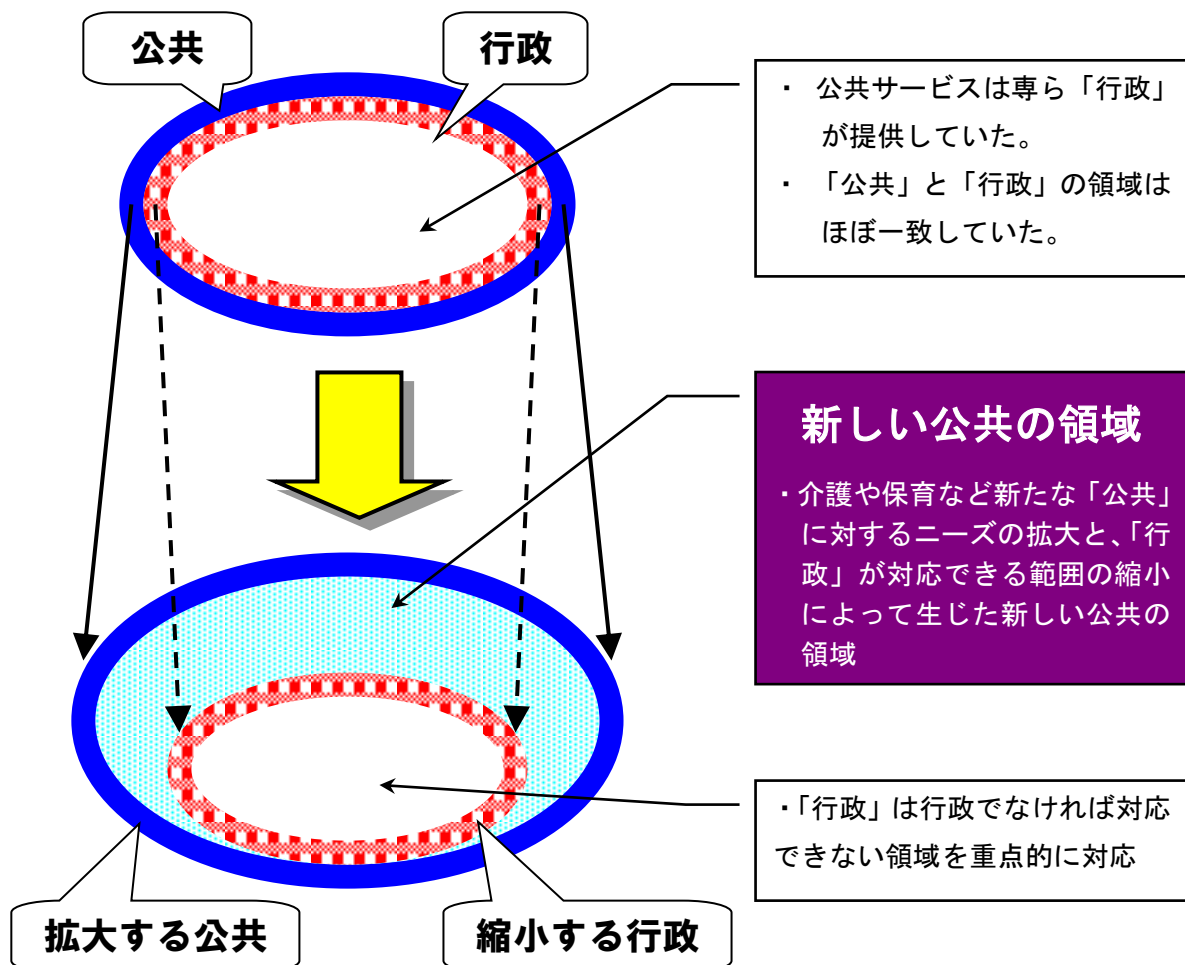
わりはなく、この領域のサービスが提供されないとすることはできません。また、この領域のサービスを全面的に私的活動に委ねてしまうことも、適当ではない。この部分について、行政が一定の関わりを持ちつつ新たに地域コミュニティ等が担うことによって、従来の行政のやり方だけでは対応できなくなってしまった領域や内容のサービス提供が可能となります。

こうした住民活動は、これまでは場合によっては趣味や私的活動と捉えられてきたものですが、新しい「公共」の領域においては、※1 地域協働と位置付けることができます。地域コミュニティ等の多様な主体が行政とともに「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、新しい「公共」を多元的な主体の参加・活動により形成することにより、地域において力強い「公共」を実現していくことが可能となります。

地域コミュニティをはじめとする地域における様々な主体がそれぞれの立場で新しい「公共」を担うことにより、地域にふさわしい多様な公共サービスが適切な受益と負担のもとに提供されるという公共空間（＝「新しい公共空間」）を形成していくという視点に立って、具体的な仕組みのあり方を検討する必要があります。

※1「地域協働」とは、一定の地域を前提とし、そこに存在する住民が参画している多様な主体が、当該地域が必要とする公共サービスの提供を協力して行う状態のことをいう。

図1 『新しい公共』のイメージ図



(2) 長浜市の現状

■ 長浜市は、

- 平成 18 年 2 月と平成 22 年 1 月の二度の合併を経て、人口は約 12 万 4 千人（H22 国勢調査）となり県内第 3 位。面積は 539.48 km²（琵琶湖を除く）で県内第 1 位となりました。
- 二度の合併で市域が拡大したことにより、都市部と農山村部という特性の異なる地域が一つになりました。長浜駅周辺の中心市街地における空洞化や、農山村部における過疎化・少子高齢化は、今後、自治会の運営やその存続すらも困難とする状況が予想され、危機的な状況といえます。また、コミュニティの希薄化についても自治会加入率が減少傾向にあるなど課題となってきました。

資料 2 参照

- 地方債（※ 1）の返済や少子高齢化に伴う扶助費（※ 2）などの義務的経費（※ 3）が増加傾向にある一方、近年は市税収入が減少傾向にあり、本市の財政は大変厳しい状況です。また、地方交付税の合併特例措置は平成 27 年度から平成 31 年度にかけて段階的に縮減され、平成 32 年度以降は 1 市 6 町合併前の水準に比べて約 50 億円が縮減される見込みであり、今後、速やかに合併特例措置に依存しない財政運営に切り替えていく必要があります。

※1 地方債＝市町村などの普通地方公共団体が行う長期的な借入金

※2 扶助費＝社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童等に対して行っている様々な支援に要する経費。

※3 義務的経費＝歳出の内、その支出が義務付けられ、任意に削減することができない経費。人件費・扶助費・公債費からなる。

- 1 市 2 町合併に伴う合併協議会（平成 17 年 9 月 16 日）において、『小学校区などを構成単位とし、地区住民自らが地区にある様々な資源や特色を生かしながら、その地区の将来がどうあるべきかについて話し合い、地域の自主的な取り組みと繋がる仕組みづくりやその活動の拠点づくりなど、小さな自治を目指した取り組みを促進する』ことが報告されました。
- この報告に基づき、市では平成 18 年 11 月に『長浜市地域づくり指針』を策定しました。この指針においては地域づくりについて、『今までの自治会や集落の枠を少し広げた「地域」単位で取り組むことによって、効率的・効果的にきめ細かな対応ができるのではないかと。また、多様化、高度化する市民ニーズに、行政のみで対応していくことは困難であり、地域の力がますます重要になってくる、あるいはこうした市民ニーズには、本来、地域で担っていただいた方が良いものが含まれる』とし、地域づくりの主体として、『地域づくり協議会』の設立を促進してきました。
- 1 市 6 町合併時に策定した合併基本計画（平成 21 年 3 月策定）においても、「手づくりコミュニティによる地域いきいきプロジェクト」を特に重視して推進すべき戦略的取組として位置づけ、【主な協働の取組】に「地域づくり協議会活動支援プロジェクト」を取り上げ、合併後もこうした取組が市内全域に広がるよう推し進めることとなりました。

(3) 地域づくりの必要性

こうした状況において、今後ますます多様化・高度化する公共サービス（新しい公共）に対し、市民と行政が共に汗をかき、力を合わせて取り組んでいくことが求められています。

そこで、多様な主体の参画と協力・連携により公共サービスを提供していくという地域づくりの仕組みを確立し、地域づくり活動を積極的に推進することが必要となります。

2. 地域づくり活動とは

(1) 地域づくりの基本的な考え方

地域づくりの基本的な考え方とは、「補完性の原理」における「共助」の領域をより強固なものに充実させることです。

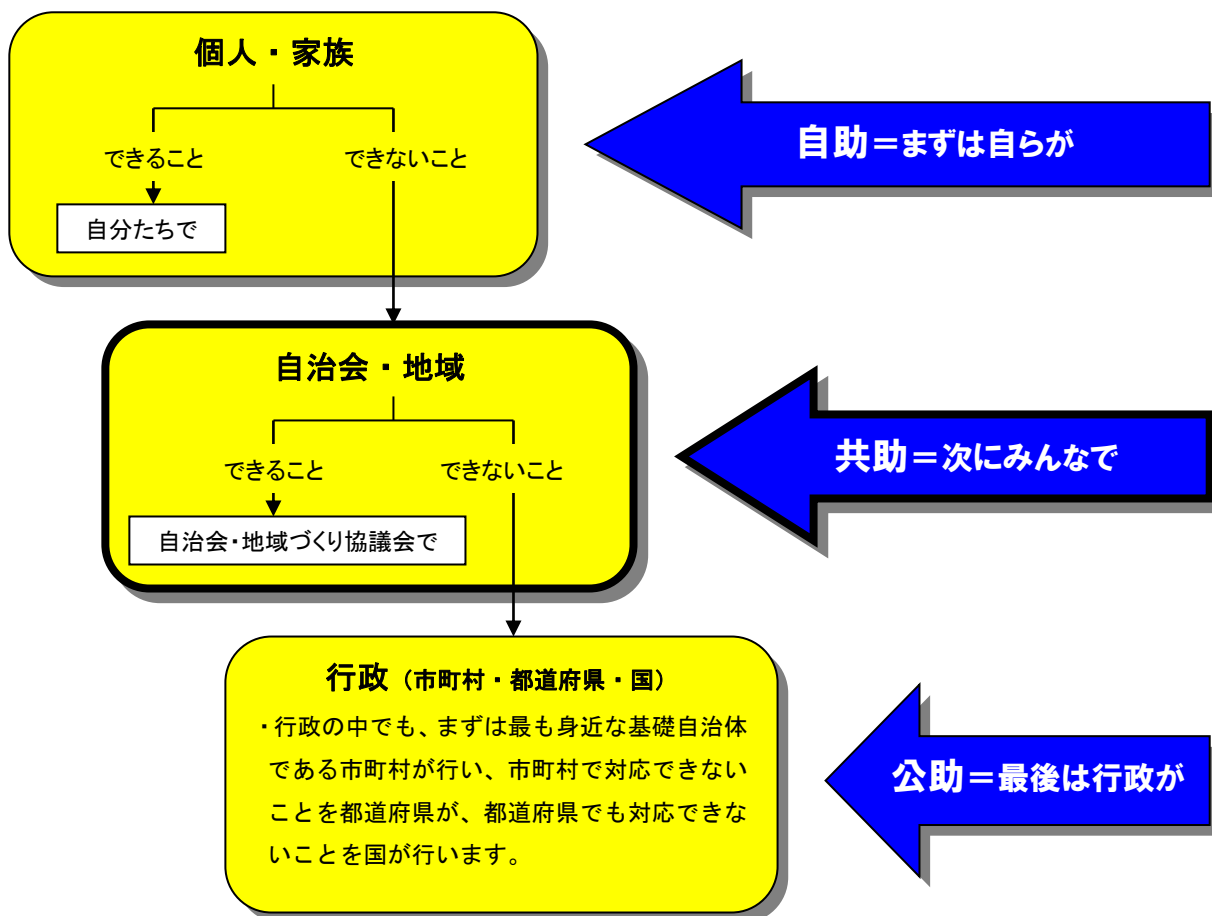
「補完性の原理」における共助とは、日ごろから人とひととのつながりを大切にしながら、いざというときにみんなで支えあう仕組みであり、それが機能するためには緊密なコミュニティが必要となります。

そしてそのためには、日ごろから近所や自治会内の人とひととの結びつきを強め、信頼関係、協力関係を築いておくことが求められます。

こうした信頼と絆によって築きあげられたコミュニティにより、互いに補い合い、支え合う地域が形成され、災害や身近な事件等から尊い命や財産を守り、安全で安心の社会が形成され、満足度の高い豊かな地域社会を築くことができるものと考えます。

住民自らが地域の様々な資源や特色を活かしながら、その地域の将来がどうあるべきかについて話し合い、地域の自主的な取り組みと繋がる仕組みづくりが大切です。

・ 補完性の原理



・ (例) 災害時における補完性の原理

【自助】個人でできること

家庭で日頃から災害に備えたり、大雨時には事前に避難したりするなど、自分で自分自身を守ること。

【共助】個人ではできないが、地域でできること

地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の住民で協力して消火活動を行うなど、自主防災組織などを中心に周りの人たちと助け合うこと。

【公助】個人、地域ではできないこと

市役所や消防署、警察、自衛隊などによる救助活動や避難所の設営、支援物資の提供などの公的支援。

(2) 長浜市における地域づくり活動

「新しいコミュニティのあり方に関する研究会」では、「一定の地域を前提とし、そこに存在する住民が参画している多様な主体が、当該地域が必要とする公共サービスの提供を協力して行うこと」を「地域協働」としており、長浜市では、そのような考えに立った取り組みを「地域づくり活動」として位置づけます。

具体的には、新たな地域課題を解決するための方策や地域が必要とする公共サービスを、地域と行政が相談して役割分担を決めて、地域が中心となって実行していくということです。

その重要な地域の主体として、「地域づくり協議会（以下「協議会」という。）」を位置付け、自治会や各種団体など地域に密着した活動をしている組織・団体は、協議会に参画して地域づくり活動を実践します。これは、協議会が様々な組織・団体で構成されていることのメリットを活かすため、例えば、子どもの見守り活動において、協議会が窓口になると、自治会、PTA、老人クラブ等幅広い団体が連携した対応が可能となります。

また個人は、それぞれの組織・団体に参加することを通して、あるいは協議会活動に個人として参加することによって地域づくり活動に参画することとなります。

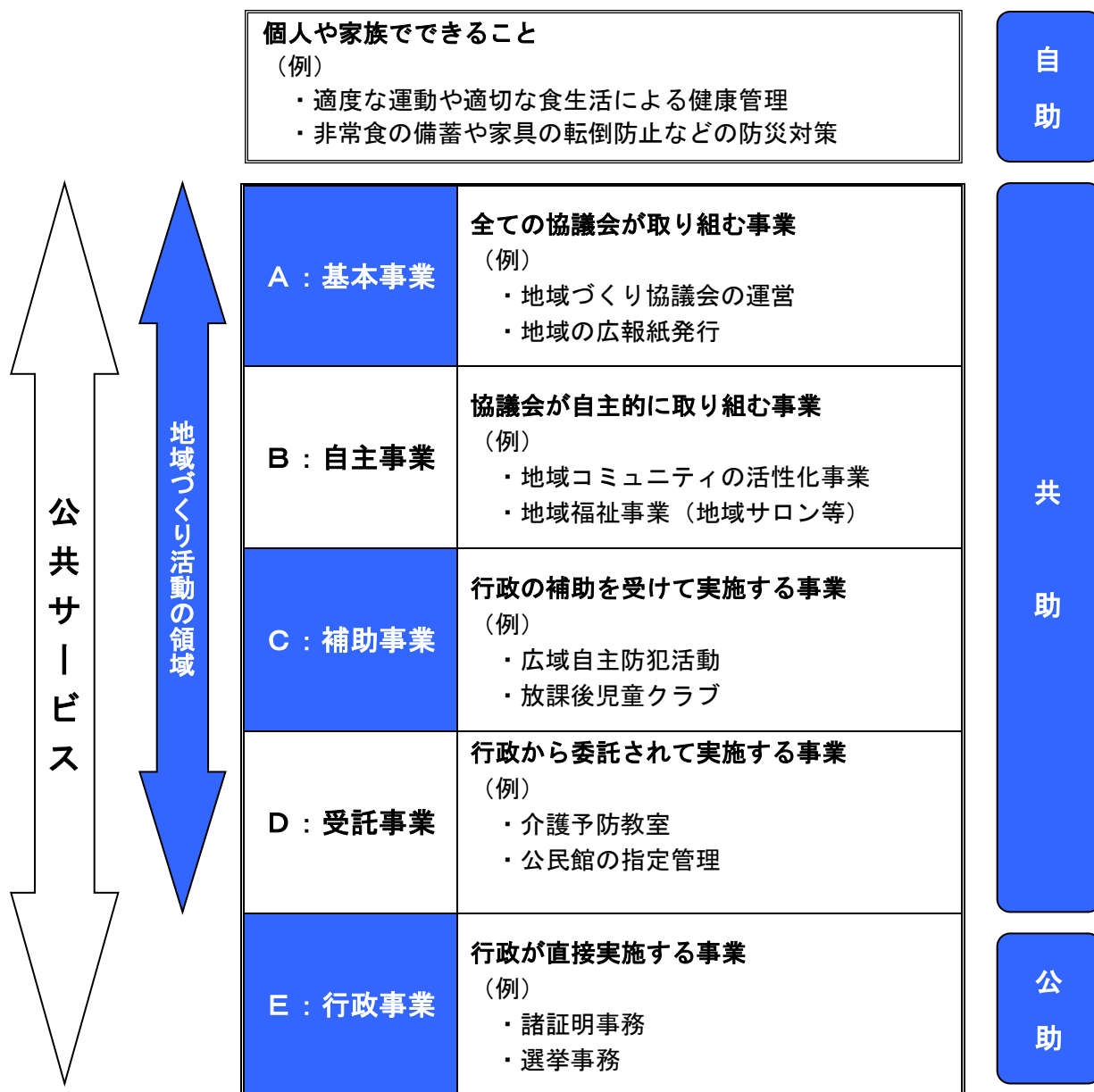
一方、今までから自治会、NPO、コミュニティ団体等により行われている活動も地域協働であり、地域づくり活動であることから、今後、それらの活動を拡充し、活発化させていくため、市は必要な支援を行っていくこととします。

(3) 長浜市における地域づくり活動の領域

公共サービスは、地域が主体となって取り組むもの（A：基本事業）、行政が主体となって取り組むもの（E：行政事業）、その中間的なもの（B：自主事業・C：補助事業・D：受託事業）に整理することができます。中間的なものというのは、地域住民と行政が協力・連携して行うことが望ましいものを指します。

このうち、地域づくり活動の領域としては、AからDが考えられます。

・ 地域づくり活動の領域のイメージ図



このような区分（領域）は固定したものではなく、時代とともに変わります。多くの公共サービスには行政や地域がともに関わっています。例えば、市民が課題を発見して対応していたものに行政も参加する形となったもの（高齢者配食サービス）、行政で行っていたものを民間も行えるようにしたもの（指定管理者制度）など、最近ではそれぞれの領域を越えた動きが盛んになってきました。

(4) 地域づくり活動の視点

- **できることから始めましょう**

地域で行われている公共サービスはたくさんあることから、いきなりすべてを地域づくり活動としてやっていくことは困難です。したがって、まずはできることから、住民の皆さんの関心の高いものから始め、小さな成功事例を積み上げることが大切です。

- **目標をみんなで共有しましょう**

地域づくり活動を進めるときには、事業の目的・目標を広く周知し、住民全体で共有することが大切です。そのためには、情報発信源として広報紙の発行やホームページの開設が大変有効です。

- **たくさんの人や団体に参加してもらい、みんなの意欲を引き出す工夫をしましょう**

地域には様々な能力や知識をもった方がおられます。そうした方が参加すると地域づくり活動もスムーズに進みます。住民の皆さんが事業に関わるためには、多様な参加のかたちや、それぞれの適性に応じた活躍の場を工夫することも大切です。特に、女性や若者が参加しやすい雰囲気づくりが重要です。

- **身近な地域の取り組みから学びましょう**

市では、既に実質的な地域づくり活動が行われています（「6. (1) これまで取り組んできた協議会活動」参照）。これらの地域では、住民の皆さんが自主性を発揮し、自発的に関係者の役割分担をされるなど、既に地域づくり活動の枠組みをつくられています。このような身近な取組事例から学ぶことも大切です。

- **先進的な取り組みを参考にしましょう**

全国各地で先進的な地域づくり活動が行われています（「6. (3) 他地域で実施されている先進的な地域づくり活動」参照）。こうした事例を参考に、他地域のモデルとなるような活動に対する積極的な取り組みも必要です。

3. 地域づくり活動の担い手（地域づくり協議会）

（１）長浜市市民自治基本条例における位置づけ

市では、地域の人々が築き上げてきた多様な地域資源を大切に、まちづくりの基本理念と目標を共有し、協働による公平・平等で格差のない開かれたまちづくりをすすめるため、市民自治基本条例を平成23年4月に制定しました。

この条例において、地域の様々な課題の解決に向けて、市民自らが継続的に取り組み、それぞれの特徴を活かした地域をつくるための組織として協議会を位置づけ、協議会の活動その他必要な事項については、指針で定めることになりました。

（２）協議会の役割

地域には、住民の安心・安全の確保、生活の利便性の向上、美しい自然環境や町並みの保全、高齢者やしょうがいを持つ方への支援、子育て支援、青少年の健全育成、商業や農業など産業の活性化、伝統や文化の継承など、地域住民に広くかかわる公共サービスがたくさんあります。

これらの公共サービスを提供している主体は、地域住民であったり、行政であったりしますが、地域住民が、行政と共に公共サービスを提供する側に参加することによって、より地域の実態に応じた丁寧なサービスが可能となります。

ただし、すべてを地域住民が担うというのではなく、行政が直接行うこともありますし、自治会をはじめ、いろいろな団体、事業者、個人が行うこともあります。これらの多くの活動を連携しながら効率的に、より効果が上がるように調整する役割が必要となります。それを協議会が担います。

具体的には、次のような役割が考えられます。

① 地域課題の解決に向けた取り組み

地域のことを最も理解しているのは、地域住民であり、地域課題に主体的に関わり、自分たちで解決しようとするのが求められます。

② 身近な公共サービスの創造と提供

「自分たちの地域は自分たちで創る」という考えのもと、身近な公共サービスを生み出すとともに、その担い手となるのが求められます。

③ 地域住民の声を集約して行政に反映

地域住民が行政に関心を持ち、地域内の合意形成を図りながら、市の政策に参画することが求められます。

④ 地域の特性や資源を活かした個性あふれる地域づくり

地域の特性や資源の価値を再認識し、地域住民が地域づくりに積極的に参画することが求められます。

また、地域に伝わる文化・芸能の継承によって、地域に対する誇りと愛着を育み、地域の連帯意識の醸成へつなげていくことも求められます。

(3) 協議会の範囲（エリア）

様々な課題に対応していくためには、自治会の枠を越えた取り組みが必要になってきます。同時に、同一の生活圏であることも必要です。そこで、従来の自治会の連携を軸とし、また自治会活動のさらなる充実をめざす観点から、連合自治会区域を基本とし、公民館区域や小・中学校区域など地域の実情に応じて決定します。

資料3 参照

なお、すでに設立した地区は下記のとおりです。

平成 23 年 6 月末現在

管内名	地区名
本 庁	長浜、六荘、南郷里、神照、北郷里、西黒田、神田
浅井支所	湯田、田根、下草野、七尾、上草野
びわ支所	びわ
虎姫支所	
湖北支所	速水
高月支所	高月
木之本支所	高時、杉野
余呉支所	
西浅井支所	

(4) 協議会の組織体制

協議会は、それぞれの地域の課題解決に最も適した組織体制を構築することが大切であり、自治会、PTA、老人クラブ、子ども会など、地域で活動する各種団体や市民活動団体、NPO法人、事業者（企業）などによる幅広い層からの参加が求められるとともに、公募等によって誰もが参加できる開かれた組織体制であることも必要です。

また、既存の組織が活用できる場合は新たに作る必要はなく、あくまで地域が今まで築いてきた歴史や文化、伝統を尊重し、それぞれの実情や特性に応じた組織づくりを行うことが大切です。

組織の立ち上げについては、必要に応じて「設立準備会」を設け、その中で規約や組織体制などいろいろな事項を検討することも考えられます。

(5) 地域づくり活動の取り組み方、進め方

① 地域づくり計画（長期的な計画）の策定

まず、地域の現状や課題を把握し、目指すべき地域の将来像を定め、その将来像を実現するための活動目標と活動計画を定めます。これが「地域づくり計画」です。

この過程で、地域課題を解決するための新たな取り組みやこれまでに行われてきた地域での公共サービスを、以下の視点からチェックします。

- ・行政だけでやる方が良い事業か、あるいは行政にしかできない事業か
- ・地域と行政が連携して行った方が良い事業か
- ・地域が責任を持って自発的に行った方が良い事業か

② 単年度の事業計画（役割分担）

取り組む事業が決まると、単年度の事業計画や予算を作成し、関係者の役割分担を決めていきます。役割分担を決めるに当たっては、次のことを考慮する必要があります。

- ・それぞれの持っている能力、資源を最大限に活かせるような役割分担とする
- ・できるだけ、地域のことは地域で決定し、実行できるような役割分担とする

③ 事業の実施（公開・透明性）

事業計画や予算が決まれば、事業が始まります。地域づくり活動といっても、関係者が常に一緒に行動・活動するわけではなく、目的に応じてグループをつくり活動する場合もあり、事業の節目節目でそれぞれの活動内容や成果について情報交換し、互いに理解していることが大切です。また、問題が起これば関係者が助け合うことも大切です。

さらに、分かりやすく事業内容を知らせるといった情報発信も重要です。情報を発信することで地域住民に事業内容を知ってもらうことは、その事業を理解し、協力・参加する市民を増やしていくことにもつながります。

④ 事業結果の点検評価

継続的に行われる事業については、実施した事業が当初の計画に沿っていたかどうかを点検することが特に求められます。

そうすることによって、次回行われる事業をよりよいものにすることができます。評価のポイントを次に示します。

- ・地域づくり活動の目的、目標は共有されていたか
- ・地域づくり活動の内容、役割分担、進め方は適切であったか
- ・多くの市民（地域住民）の理解を得られていたか、参加があったか
- ・費用対効果は適正であったか

⑤ 事業内容の調整改善（次のステップへの反映）

点検評価を行なった結果、事業内容が当初計画に沿っていなかったり、目標が十分達成できなかった部分については、調整改善し、次年度の事業計画に反映させます。

①から⑤のステップを繰り返しながら、らせん階段を登るように一周ごとに事業内容のグレードアップを図ります。

（６）協議会と自治会・地区連合自治会の関係

地域ごとに独自の歴史や文化があるため、両者の関係についてはそれぞれの実情に応じて構築されていくべきものですが、基本的には、自治会・地区連合自治会は地縁に基づく団体で、協議会は地域の課題解決を目的とした団体であり、新しい公共の重要な担い手のひとつです。

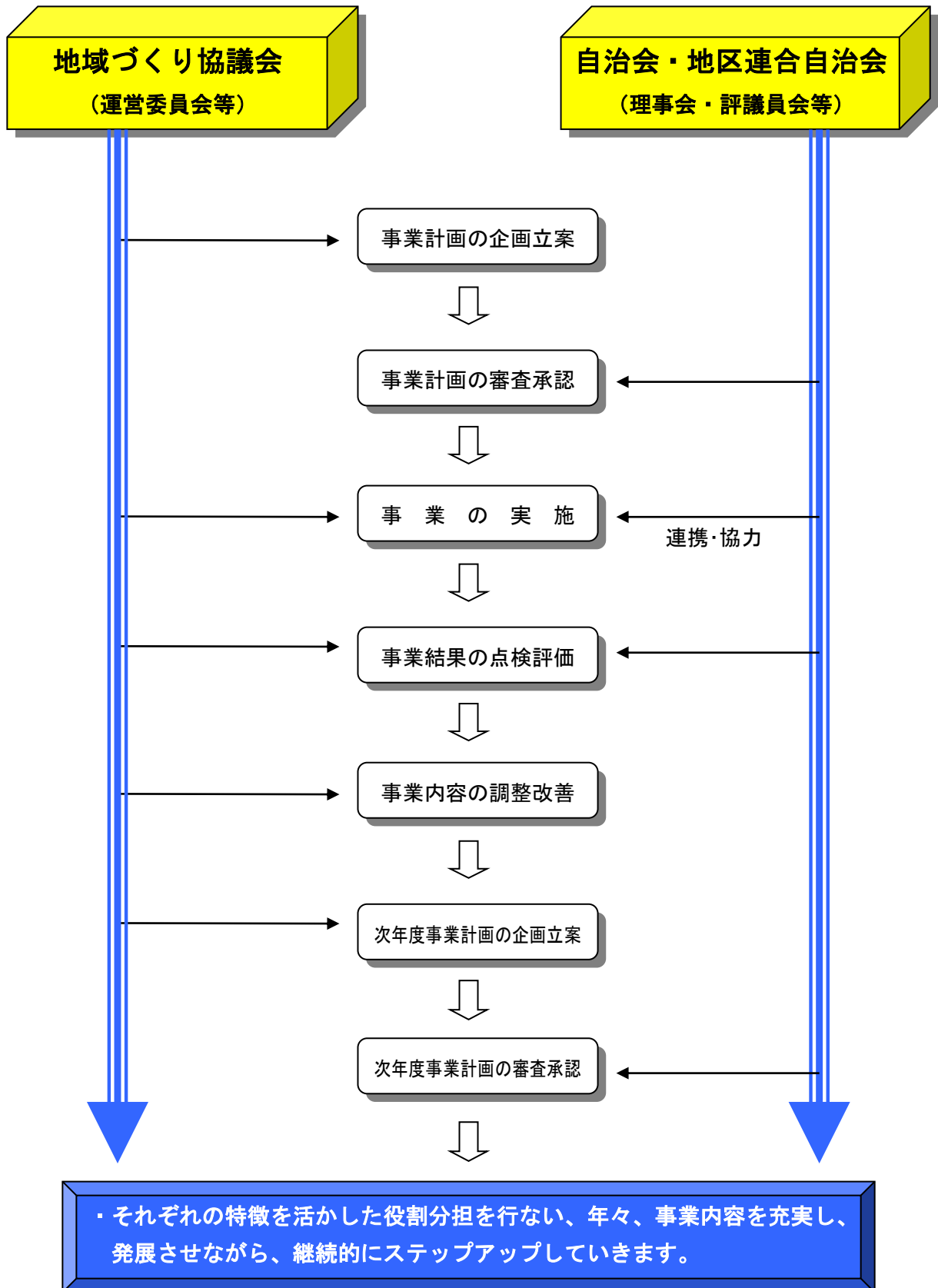
ある地域では、「登下校時の子どもたちの安全が心配」という住民からの要望を受けた自治会が対策を検討しましたが、長い通学路を単位自治会で対応するのは困難であり、また自治会役員は勤務があり立ち番もできない状況でした。そこで、各種団体で構成する協議会に相談した結果、PTAや老人会との連携により「子ども見守り隊」を結成し、その結果、単に交差点に立つのではなく、子どもたちといっしょに登下校することになり、子どもたちの安全確保はもちろん、世代間交流や高齢者の健康増進にまで効果が及ぶこととなりました。地域に根ざした自治会が住民の声を聞き、協議会が様々な団体との連携を図りながら、その解決策を実行するという両者の関係の一例です。

両者の特徴や役割については、一般的に次のようなことが考えられますが、地域にとって最も適した関係を検討し、お互いが協力し、連携することで、より一層の効果が期待できます。

・一般的に考えられる特徴

地域づくり協議会	自治会・地区連合自治会
<ul style="list-style-type: none"> ○一般的に役員や構成員が一定期間変わらないため、地域の課題に中期的・長期的に取り組むことができます。 ○地域の特徴的な課題に取り組む団体や知識のある人、関心のある人が構成員になることから、課題に対し、自主的・専門的な取り組みが期待できます。 ○地域づくり協議会を中心として、自治会を含めたさまざまな団体や個人との連携、協力により、多面的・効率的な取り組みができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一般的に役員の任期は単年度であることから、１年間に限った取り組みや、定型的な事業を毎年行うことに適しています。 ○全市的にほぼ同じ組織で構成されているため、市域に共通した課題への対応や、市からの委託業務を行うことに適しています。 ○自治会制度は、長い歴史と実績があり、広く市民に認知されているため、単独でも確実な事業の推進が可能です。

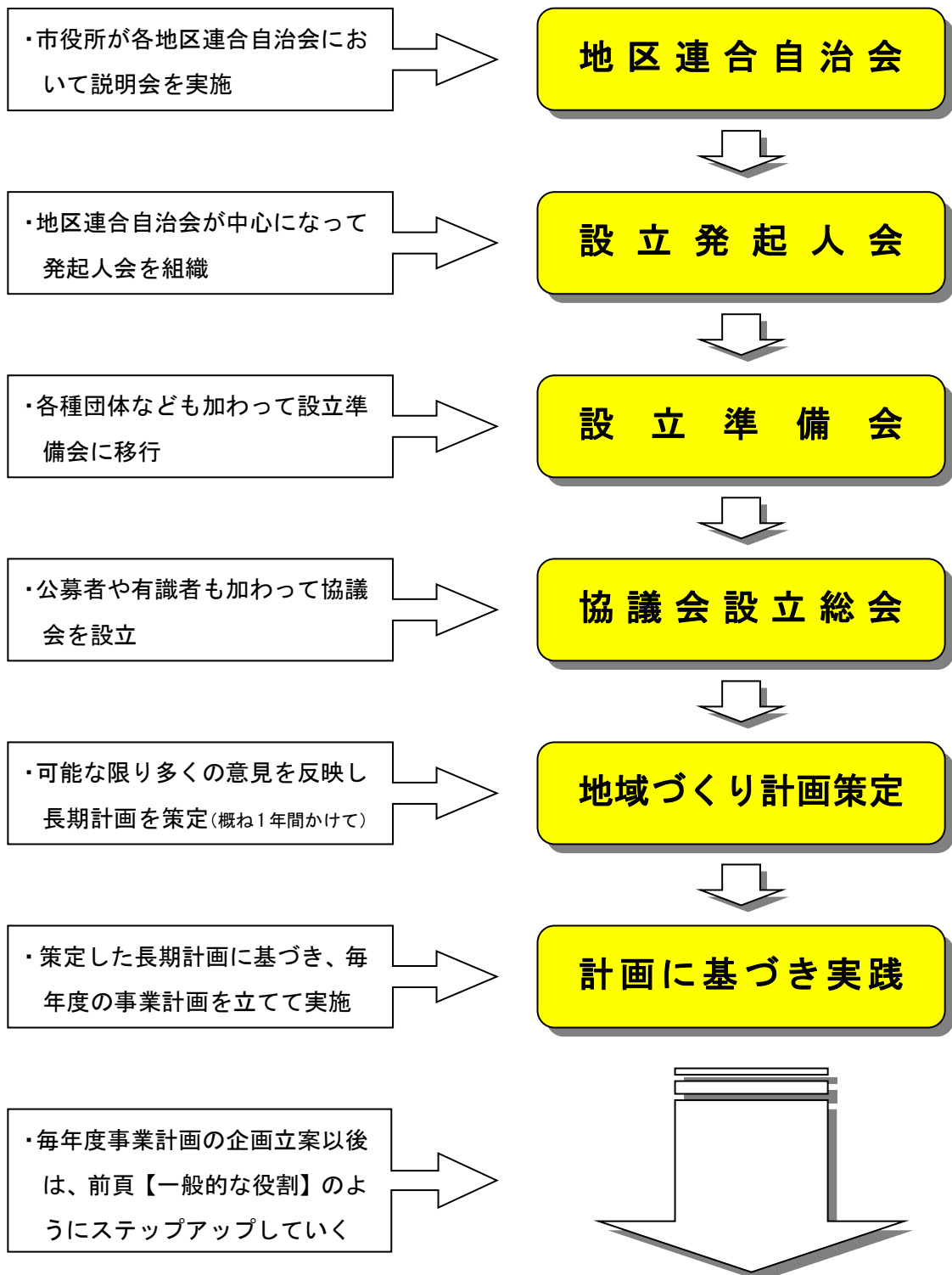
・一般的に考えられる役割



(7) 協議会設立前後の一般的な流れ

地域づくり協議会が設立に至る過程は地域ごとに様々ですが、一般的には次のような流れで進みます。

・一般的な流れ



（８）これまでの取り組み

1市2町合併による旧長浜、旧浅井、旧びわの13地区については、平成22年度までにすべての地区で協議会が設立され、平成22年1月に合併した旧6町地区についても設立への取り組みが始まっています。

設立された地区では、自主事業のほか、補助金を活用した獣害対策や防犯活動、委託による介護予防事業や公民館指定管理など、行政との協働・連携による様々な取り組みが実施されています。

また、地域の課題解決を目的として自ら提案する事業についても、新たに取り組む協議会が出てきました。さらに、国内外の大学や民間事業所など多様な主体と協働した地域づくり活動など先進的な取り組みも始まっています。

このように、平成18年から始まった長浜市の地域づくり活動は、地域住民による自己決定、自己責任において進みつつあり、「地域のことは地域が主体的に決定し、責任を持つ」という地域内分権が始まりました。（「6.（1）これまで取り組んできた協議会活動」参照）

（９）これからの取り組み

協議会が設立された地区については、協議会の継続性を活かして評価と改善を繰り返しながら、すでに始まった活動をさらに拡大し、充実させていきます。

また、協議会が設立されていない地区については、地域住民の理解と賛同を得ながら、早期の設立をめざします。

平成26年度末には市内全域で協議会が設立され、地域課題の解決のほか市民にかかわる公共的な活動を担うとともに、行政をはじめ様々な主体と協働・連携しながら、さらに地域内分権を進めます。

（「6.（2）今後、期待される協議会活動」参照）

（「6.（3）他地域で実施されている先進的な地域づくり活動」参照）

4. 地域づくり活動を支えるために

（1）行政の支援策

1) 人的支援

● 地域づくりリーダー連絡会議の開催

協議会同士の情報交換や意見交換、複数の協議会による連携事業等について協議する場として、各協議会の代表等で構成する「地域づくりリーダー連絡会議（以下「連絡会議」）」を設けています。

この連絡会議は、協議会同士がお互いに助け合う重要な組織と位置付けており、協議会が自ら主体的に運営できるようその自立を支援します。

また、連絡会議自体が情報提供、人材育成、助言相談などの機能を備えることにより、協議会がさらに強固な組織となるようバックアップします。

なお、市内外への情報提供については、市広報紙やホームページ等により実施します。

● 地域づくりリーダーの養成

地域づくりは人づくりとの観点から、地域づくりを率先して引っ張っていただく指導者を養成するため、「地域づくりリーダー養成塾」の開催や必要な情報の提供を行います。

● 中間支援体制の整備

協議会を含めた、市の市民活動全体の活性化を目的として、情報提供、人材育成、助言相談などの機能を備えた中間支援体制を整備します。なお、中間支援には継続した取り組みを行なうことが求められるため、地域やNPOなど様々な主体による自立した体制の整備についても併せて検討していきます。

● 出前講座の実施

市民に長浜市のまちづくりに一層の関心を持ってもらい、地域づくり活動に役立ててもらうため、市民等が主催する学習会や集会等に市職員が講師として出向き、市の政策や事業等についてわかりやすく説明します。

2) 財政的支援

● 地域づくり活動に対する交付金制度の整備

協議会の活動を促進するために交付金を交付します。交付対象団体は協議会です。

交付金には、組織の立ち上げや運営、基本的な活動に対して交付するものと、特に地域課題を解決するために提案された事業に対して交付するものの2つがあります。

なお、詳細については、別途交付要綱で定めます。

5. 長浜市がめざす地域づくり

世界に類を見ない急激な人口減少と少子高齢化によって迎える超高齢社会においては、補完性の原理の「共助」の領域における支え合いや助け合いがますます重要になってきます。



子どもから高齢者まで年齢や性別にかかわらず、さまざまな世代・団体・個人が、お互い役割を分担しながら地域課題の解決を図ることが求められており、地域住民自らの意思と責任に基づき、それぞれの特徴を活かした継続的な地域づくりをめざします。

6. 様々な地域づくり活動



(1) これまで取り組んできた協議会活動

自主事業


1) 地域福祉拠点整備事業・空き地空き家活用事業・見守り支えあいネットワークづくり活動

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少子高齢化に対応するため、「地域福祉の拠点整備」を図る。 ・ 過疎化により増加する「空き地空き家の有効活用」を図る。 ・ 地域ぐるみで見守り支えあう関係を築く。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田根地区地域づくり協議会（総務企画・福祉保健部会）
<p>内 容</p>	<p>平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子ども見守り隊」結成、「田根地区・地域づくり協議会」設立 ・ 滋賀県立大による古民家調査 <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市「夢ふくらむ地域いきいき計画」による空き家調査 ・ 慶大・マサチューセッツ工科大（MIT）との協働による調査研究開始 <p>平成20年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回 慶大・MITとの協働による調査研究 ・ 子育て支援事業「おかえり」を実施 <p>平成21年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回 慶大・MITとの協働による調査研究 ・ 滋賀県社会福祉事業団、大学との協働による介護施設建設着工 <p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回 慶大・MITとの協働による調査研究 ・ 小学生のたたき工法体験、認知症学習会 ・ デイサービスセンター「さくら番場」オープン ・ 小学校で「認知症サポーター養成講座」実施
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県社会福祉事業団（特別養護老人ホーム福良荘） ・ 慶應義塾大学、MIT、滋賀県立大学 ・ 長浜市（地域包括支援課）
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ SFC政策研究支援機構研究助成金（慶應義塾大学） ・ 地域介護福祉空間整備交付金（厚生労働省） ・ 地域づくり交付金（長浜市）等
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>空き地を活用して開所した福祉拠点施設</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>認知症サポーター養成講座</p> </div> </div>



2) 地域づくりふれあいフリーマーケット事業

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特に若い人たちに公民館や地域づくり協議会のことを知ってもらい、また、不要な消費をなくすことで環境に配慮した地域づくりを目指します。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南郷里地区地域づくり協議会
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に実施。 ・出店数は17店。衣服や雑貨を中心に、陶芸や粘土、手芸品などの手作り品を販売される方がおられました。 ・出店料を徴収し、協議会の収入とした。 ・小学校区内ということで、共に知り合いの方も多かったようで、あちこちで雑談の輪もあつたりと、文字通り「ふれあい」のイベントとなりました。 ・初めての開催でいろいろ反省点もありましたが、次回に生かし、できれば今後は半年に1度くらいは開催しようと考えています。
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市（南郷里公民館）
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり交付金（長浜市）等
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>フリーマーケット会場の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>行政放送番組や新聞社の取材にも対応</p> </div> </div>



3) わがまち再発見！ウォークラリー事業

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民相互交流の場を提供する。 ・ウォークラリーを通して地域を再認識してもらう。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜地区地域づくり協議会
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に実施 ・長浜公民館、長浜地区まちづくり実行委員会との協働で、地域の特性を生かした生涯学習のまちづくり事業の一環として実施。 ・他のイベントと併せて「家族の“絆”から地域の“絆”へ」と題し、ウォークラリーを地域づくり協議会が実施。 ・事前の広報活動として、長浜地区の組回覧および保育園、幼稚園、小中学校へのチラシとポスターの配布を行った。 ・各チェックポイントを通過しながらゴールを目指す、謎解き形式のウォークラリー。
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市（長浜公民館） ・長浜地区まちづくり実行委員会
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり交付金（長浜市）等
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>公民館祭風景</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ウォークラリー受付風景</p> </div> </div>



4) ラジオ体操で健康づくり事業

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・朝のひとつき、みんなでラジオ体操をすることで、健康づくりとともにふれあいを深めます。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北郷里地区地域づくり協議会（健康福祉部会）
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して毎朝6時30分から、東部福祉ステーション郷里荘の前庭でラジオ体操を実施している。 ・早朝の散歩やウォーキングの一環としての参加を呼びかけている。 ・健康づくりはもちろん、参加者同士のふれあいを大切にしている。
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市（北郷里公民館）
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり交付金（長浜市）等
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">早朝にみんなでラジオ体操をしている様子</p>

5) 地域と大学の協働を考えるシンポジウム事業 <提案事業>


<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 19 年から始まった大学と協働・連携した活動をさらに発展させる。 ・課題解決法を知る手段として高等教育機関の知的資源を活用することの大切さを、広く地域住民が共有する。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・田根地区地域づくり協議会（総務企画部会）
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に実施 ・シンポジウムでは、地域との連携に力を入れる大学からパネラーを迎え、地域づくり協議会代表と意見交換を行った。参加者についても県内外の大学や地域づくり関係者に広く呼びかけた。 ・シンポジウムをきっかけとして、大学による調査研究に対して地域が協力できることについて積極的に取り組むとともに、空き家や獣害、少子高齢化といった地域が直面する課題を研究対象として取り上げてもらい、提案された具体的解決法を地域として実践していく。
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県立大学 ・立命館大学 ・慶應義塾大学
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり交付金（提案事業）等
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">シンポジウムの様子</p>

6) 福良の森・グリーンロード修景事業 <提案事業>


<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然財産である福良の森を、将来的に地域住民の交流・いこいの場、地元の子供たちの成長・教育の場とし、地域の財産として保全していくことを目的に実施する。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・湯田地区地域づくり協議会（地域振興部会）
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度に実施 ・道路周辺の美化、低木類の刈り払い、道路上に伸びた樹木の枝の除去や案内表示看板等の設置を住民参加型で行う。 ・単に一回限りの修景事業ではなく、上記目的のとおり、地域間交流や世代間交流の場、さらに環境教育フィールドとして活用するための第一歩と位置づけている。
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体「ドングリ倶楽部」
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり交付金（提案事業）等
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">福良の森ドングリ倶楽部による保全活動</p>

補助事業

1) 獣害対策・里山整備事業



<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山整備を行い、山林と農地の間に緩衝地帯を設けることで獣害による被害を防ぐ。 ・ 集落環境点検を通して獣害対策について学習することで、地域住民が獣害に対する問題点と解決策について共通理解をする。 ・ 伐採した樹木の利活用を研究する。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田根地区地域づくり協議会（産業観光部会）
<p>内 容</p>	<p>平成 19 年度（きっかけ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市「夢ふくらむ地域いきいき計画」による獣害対策、里山活用事業実施 <p>平成 21 年度（本事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業観光部会を中心に企画し、活動は地元自治会を中心に 3 回実施。 ・ 伐採や搬出の指導を NPO 法人おうみ木質バイオマス利用研究会に依頼。 ・ 滋賀県立大に講師を依頼し、集落環境点検による学習会を 2 回実施。その後、県立大生による獣害状況アンケート調査を行い、結果を住民に報告。地域全体として獣害対策に取り組む環境づくりを行なった。 <p>平成 22 年度（その後）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO 法人による「伐採・搬出作業」と対象地区による「伐採木の提供」をお互い無償で行うことで事業を継続。
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県（湖北森林整備事務所） ・ 滋賀県立大学（環境科学部） ・ NPO 法人おうみ木質バイオマス利用研究会
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ みんなで始めよう森づくり活動補助金（滋賀県） ・ 地元自治会負担金 ・ 地域づくり交付金（長浜市）等
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>第 2 回里山整備作業</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>第 2 回学習会（集落環境点検）</p> </div> </div>

2) 広域自主防犯活動支援事業



<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが安心して学び遊べる環境をつくる。 ・高齢者が安全に暮らすことのできる環境をつくる。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・びわ地区地域づくり協議会
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度から実施 ・地域におけるパトロール活動 ・防犯教室、講座の開催 ・通学路における安全指導（子ども見守り活動） ・町内施設（公園、防犯灯等）の安全点検 ・広報、啓発活動 ・子ども110番の家の配置点検
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市（市民自治振興課） ・地元駐在所、警察等 ・びわ北小学校、びわ南小学校
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域自主防犯活動支援事業補助金（長浜市） ・地域づくり交付金（長浜市）等
<p>活動写真</p>	 <p>子ども見守り活動の状況</p>

受託事業

1) 介護予防事業（転倒予防教室）

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援、要介護状態になるおそれのある特定高齢者や地域の一般高齢者に対し、特に下肢の運動器の機能向上を図ることにより、要介護状態への移行を予防し、できる限り自分らしく生き活きとした生活が実現できるよう支援する。 ・ 教室の参加者が教室終了後も状態の維持、継続が図れるよう、地域のネットワークづくりや自主グループ化の支援も行なう。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西黒田地区地域づくり協議会（福祉保健部会）
<p>内 容</p>	<p>これまで行政が行ってきた事業を地域づくり協議会が実施しているもの 転倒予防教室（実施要綱内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度に西黒田公民館で実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 下肢の運動器の機能向上に効果があるとされる体操の実施 ② 運動機能低下予防に関する知識の学習 ③ 教室開始時と終了時の個別評価（体力測定、健康度評価、健康感アンケート等） ④ 教室終了後の継続方法の支援 <p>関連事業（実施要綱外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的なワークショップの開催（年 4 回） ・ 教室への送迎サービス ・ 教室実施後の外出機会提供（月 1 回） <p>※委託終了後は、独自で継続して実施。</p>
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長浜市（高齢福祉介護課・市民自治振興課）
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防事業委託料（長浜市） ・ 市民活動団体支援事業補助金（長浜市） ・ 地域づくり交付金（長浜市）等
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">転倒予防教室の様子</p>

2) 公民館指定管理事業

<p>目 的</p>	<p>行政にとって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の社会教育・生涯学習の実施施設という位置付けに加え、地域住民が必要とする役割（地域コミュニティ活動、各種団体の活動拠点等）を果たすよう管理、運営する。 ・活動拠点となる公民館を運営し、地域課題の解決に向けた事業展開を行う。また、そのことにより、地域住民の自主的な地域づくり活動の活性化を図る。 <p>協議会にとって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の中核的役割を担うこと。 ・地域住民のための「拠点」としての位置付けを担うこと。 ・公益施設のもつ能力の発揮を図ること。
<p>協議会名</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・六荘地区地域づくり協議会
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度から実施 <p>行政にとって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民のコミュニケーション醸成のための拠点施設となる公民館の適正な管理、運営に当たる。 ・各種団体との連携強化を図り、様々な活動を協力して行うことで、活動の規模、内容を充実させた。 ・施設の管理、運営を通して地域づくりに取り組む環境の整備を行った。 <p>協議会にとって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民サービスの向上（職員の常勤配置、図書室の充実） ・協議会の事務局機能の向上 ・運営費の節減合理化と利用者の増加 ・地区全体で取り組むイベントの受託（新川まつり他） ・利用者によるボランティアの増加
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長浜市（生涯学習・文化スポーツ課）
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理委託料（長浜市）
<p>活動写真</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>六荘公民館</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>新川まつり</p> </div> </div>

(2) 今後、期待される協議会活動

1) 放課後児童健全育成活動

目 的	<ul style="list-style-type: none">・ 就労等により保護者が昼間にいない小学校の児童を対象に、公民館や民間施設等を活用することにより、放課後や小学校の長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 放課後の児童の居場所づくり・ 児童数 10 名以上の場合 市からの委託事業・ 児童数 10 名未満の場合 地域が独自に実施
協働相手	<ul style="list-style-type: none">・ 長浜市（子育て支援課）
財 源	<ul style="list-style-type: none">・ 放課後児童健全育成事業委託料（長浜市） … 児童数10名以上・ 地域づくり交付金（長浜市）等

2) 見守り支えあいネットワークづくり活動

目 的	<ul style="list-style-type: none">・ 認知症高齢者やその家族が地域において孤立しないよう、日々の声かけ等により、状況やニーズを日常的に把握するため、関係者やボランティアによる見守り支えあいネットワークを構築する。
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 協議会と地域包括支援センター等が連携して、認知症に関する研修会等を実施する。
協働相手	<ul style="list-style-type: none">・ 長浜市（地域包括支援課）
財 源	<ul style="list-style-type: none">・ 地域づくり交付金（長浜市）等

3) 各種健診（検診）の受診率向上活動

目 的	<ul style="list-style-type: none">・全市的に健診（検診）受診率が低迷していることから、受診率向上に取り組む。
内 容	<ul style="list-style-type: none">・各種健診（検診）受診率アップ対策の実施・子どもへの良い生活習慣づくり対策の実施
協働相手	<ul style="list-style-type: none">・長浜市（健康推進課、保険医療課）
財 源	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり交付金（長浜市）等

4) 道路安全パトロール活動

目 的	<ul style="list-style-type: none">・マンホール周辺や下水道管路の陥没などによる道路の安全確認等
内 容	<ul style="list-style-type: none">・通勤や通学途上などの日常において、マンホール周辺の段差や下水道管路の陥没または大雨等による路肩の破損など、道路を走行する上で危険と判断される状況を発見した時、行政の関係部署に情報提供を行う。・簡易な修繕については、地域で実施。
協働相手	<ul style="list-style-type: none">・長浜市（上下水道課、道路河川課）
財 源	<ul style="list-style-type: none">・地域づくり交付金（長浜市）等

5) 地域スポーツの振興活動

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生涯スポーツの充実。 ・ 市民のそれぞれの体力や年齢・技術・趣味・目的に応じて、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも生涯を通じてスポーツを楽しめる環境づくり。
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民を対象とした体育的行事・イベントの開催 ・ 新規スポーツ行事の企画・立案・開催 ・ 地域の体育指導員や体育推進員との協働・連携 ・ 総合型地域スポーツクラブの育成及び設立に向けての支援
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長浜市（生涯学習・文化スポーツ課）
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり交付金（長浜市）等

6) 地域に根ざした学校づくり活動

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、家庭、地域のつながりを深め、地域全体の教育力を高める。 ・ 子どもたちが健やかに成長できる地域づくり。
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の学校運営協議会と協働・連携し、学校、家庭、地域が一体となって、より良い教育の実現に向けて取り組み、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを行う。 ・ 学校支援ボランティア活動への積極的な参加。
<p>協働相手</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長浜市教育委員会、学校運営協議会
<p>財 源</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域づくり交付金（長浜市）等

(3) 他地域で実施されている先進的な地域づくり活動

1) 地域コミュニティ交通運営事業（愛知県一宮市・岐阜県岐阜市）

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における交通移動不便者の移動手段を確保する。 ・ 公共交通の運営を住民が主体となって行うことで、地域の実態に即した事業を行う。
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【一宮市】 地区ごとに各種団体の代表らで作る「住民協議会」 ・ 【岐阜市】 地区の自治会などで構成される「運営協議会」
内容	<p>【一宮市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運行業者の委託や路線・停留所の位置、運賃の決定や企業を回り協賛金の募集を行った。現在、費用の半分強を運賃収入と協賛金で賄っている。 <p>【岐阜市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の補助を受け、コミュニティバスを運営する。一定の試行運行期間を設け、その結果により本格運行へ移行する。その後、3年ごとに更新する。

2) 宿泊研修施設の運営、商業施設の経営（広島県安芸高田市）

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区外と川根をつなぐ交流の場づくり ・ 生活用品の販売店確保による買い物弱者対策
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川根地区振興会、老人会、女性会、子ども会
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県安芸高田市高宮町川根地区では、昭和52年に過疎地におけるまちづくりを推進するために全戸加入の川根振興協議会が発足。平成4年、川根中学校が統合のため廃校になった跡地に、旧高宮町が宿泊研修施設として「川根エコミュージアム」を設置。振興会を中心として老人会、女性会等20団体が出資し同運営協会を設立し、町の助成も含め約740万円の基本財産を積み立てた。管理運営（経営）は同運営協会が行っており、年間約8,000人の集客がある。自主事業として、「川根地域づくり大学」や「ほたるまつり」などのイベントも好評。 ・ 農協経営の小売店とガソリンスタンドが閉鎖された後を、住民が一戸あたり1,000円を出資し引き取り、地元企業に「ふれあいマーケット・ふれあいスタンド」として運営を委託している。

3) 地域緑化を通じた新たな公共の担い手（兵庫県宝塚市）

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・花粉による住民の健康被害を抑制するとともに、シンボルゾーンとして「ヒペリカムの丘」等を整備し、住宅地としての魅力を高めるなど居住環境の向上をめざす。
<p>事業主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中山台コミュニティ協議会
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に群生する約2万本のヤシャブシの花粉が、口腔アレルギー症候群を引き起こすことから、市に対して伐採を要望したが、民間業者の見積りでは約4億5千万円が必要とされ、公共事業として実施することが困難な状況にあった。このため、自治会協議会、市、各界専門家との間で対策が協議され、「伐採は地域住民、伐採後の処理は行政」という基本方針のもと公民協働の取組が開始された。 ・約10年間の継続的活動による伐採・除去後も、引き続き計画的な植栽管理作業が行われている。

4) コミュニティビジネス事業（兵庫県朝来市）

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消、交流の拠点づくり
<p>事業主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・与布土地域自治協議会
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元でとれた食材の提供を通じ、地産地消・交流の拠点づくりを目指し、農家レストラン「百笑茶屋 喜古里」を平成21年5月にオープン。 ・初年度は約750万円程度の売り上げを見込み、将来的には安定的な自主財源の確保を実現し、行政から自立した地域主導による地域経営の実現を展望している。

5) みんなの居場所づくり（宮崎県宮崎市）

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の交流や新たな形態の地域活動の創出 ・ 地域の一体感や愛着の醸成。
<p>事業主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大塚台・生目台地域まちづくり推進委員会
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街の空き店舗を活用して、買い物帰りなど予約なしでも気軽に利用できる「ふれあいルーム」を開設。 ・ ①放課後子ども事業（高齢者とのふれあいや体験学習など）、②福祉相談活動（地区社協などが行う福祉や介護の相談に場所の提供）、③高齢者や地域住民の交流の場、④各種団体などの自主学習、会議などに場所の提供を行っている。

6) 認可外保育所の運営（島根県雲南市）

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園退園時間後の子どもたちの預かり保育による子育て支援
<p>事業主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海潮地区振興会
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園の改築に合わせ、夕方6時まで預かることができる保育所の併設を市（旧大東町）に要望したが、「財政的に幼保一元化は困難」とのことだった。そこで、「行政が難しいなら、自分たちでつくろう」との声があがり、平成18年秋に地域が運営する保育所「うしおっ子ランド」が誕生した。 ・ 年間運営費用は約230万円で、市の補助金と利用料収入を除いた残り50万円について、年間6500円だった振興会費を7500円に増額し地域が負担する。（約500世帯）

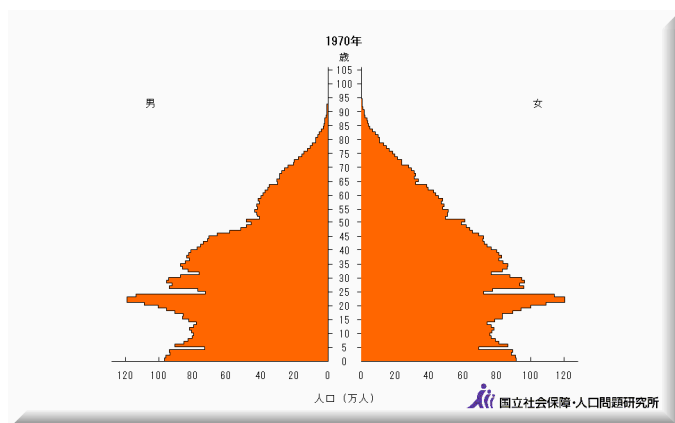
7) 販売店の経営（大分県中津市）

<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「買い物弱者」問題の解消 ・地域の人々の趣味の活動、学習の場
<p>事業主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耶馬溪ノーソンくらぶ
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の農協支所が統廃合により無くなったため、車を運転しない高齢者世帯などでは、食料品や日用品を購入することが困難になった。そこで、空き店舗になった農協支所を買い取り、お菓子や調味料、インスタントラーメン、牛乳、清涼飲料水などの食品関係のほか、洗剤や歯ブラシなどの日用品雑貨、野菜の種、衣類など約 300 品目を置く販売所を開設した。 ・地元の高齢者が作った農作物の野菜や花を持ち寄り、市内のスーパー（産直コーナー）に運んでいる。

8) 防災まちづくり事業（神奈川県横浜市）

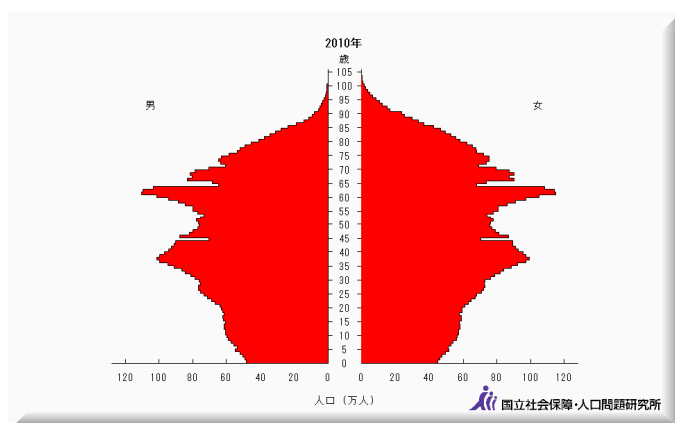
<p>目 的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災をテーマにしたまちの環境改善
<p>事業主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一本松まちづくり協議会
<p>内 容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の調査により、防災上大変危険な地区であることが判明。隣接する自治会が協働で「防災まちづくり計画」の策定に取り組み、策定後は、計画に沿って「わくわくハウス」と名づけた休憩所付きの防災小屋を手作りで建てたり、災害時用の井戸を復活させたりした。 ・防災まちづくり計画づくりがきっかけとなり、隣接自治会同士の食事が始まるなど、合同で行う取組が増えた。

資料 1. 変化する日本の人口構造



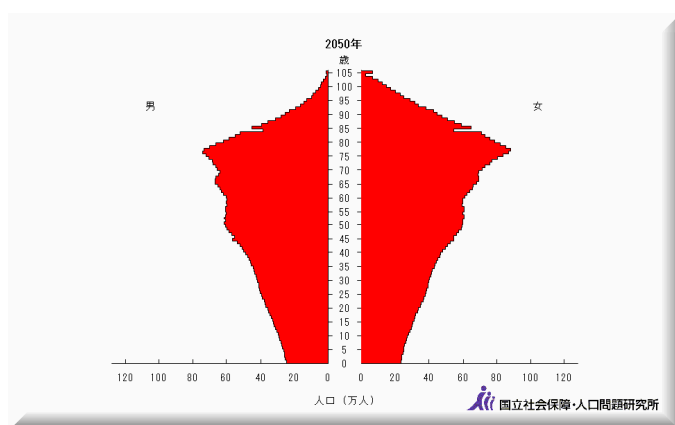
1970年（昭和45年） 40年前

総人口 = 103,720千人
 高齢者人口 = 7,331千人
 高齢化率 = 7.1%



2010年（平成22年） 現在

総人口 = 127,176千人
 高齢者人口 = 29,331千人
 高齢化率 = 23.1%



2050年（平成62年） 40年後

総人口 = 95,152千人
 高齢者人口 = 37,641千人
 高齢化率 = 39.6%

※ 国立社会保障・人口問題研究所資料による

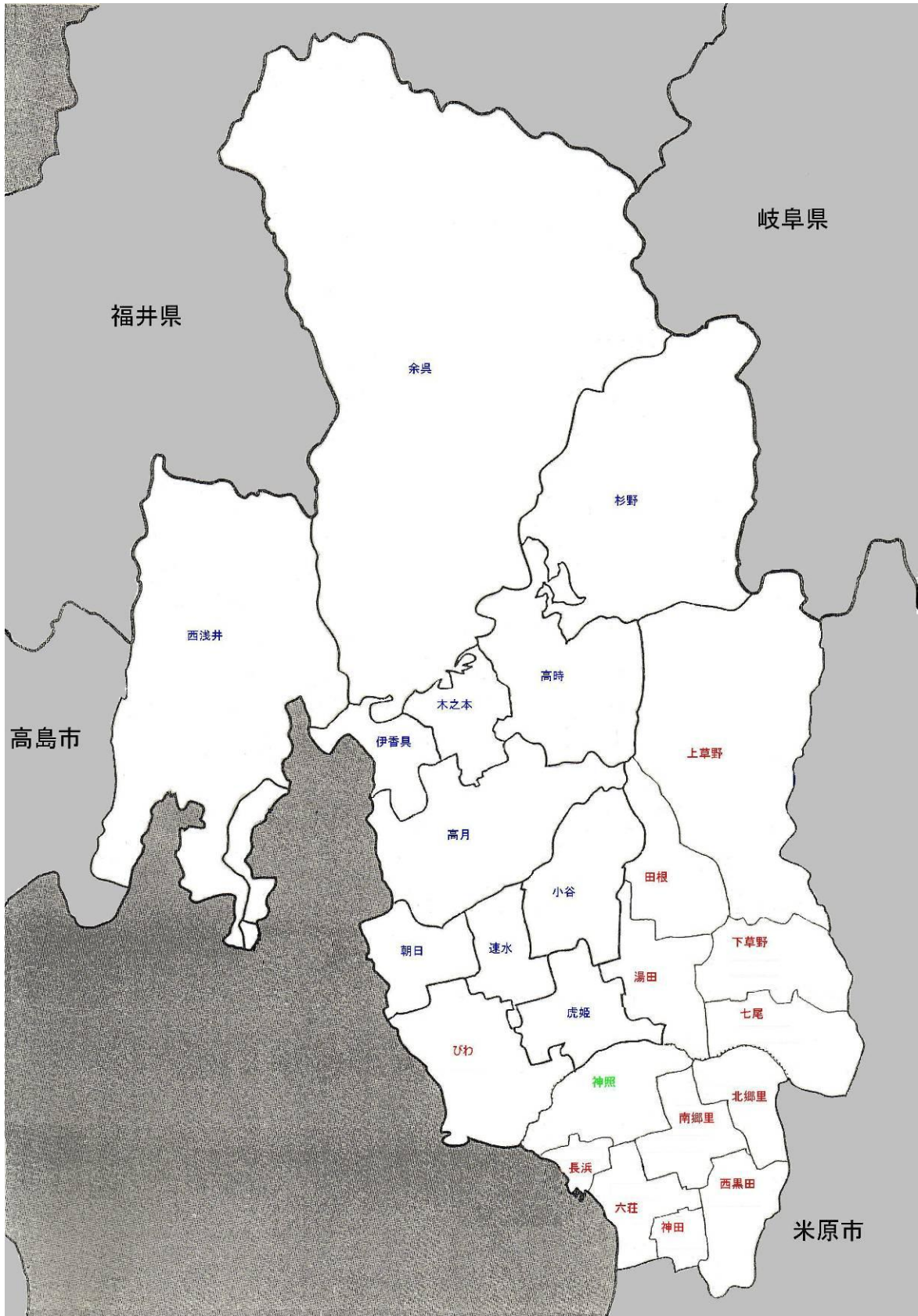
資料 2. 地区別データ

平成23年1月1日現在（住民基本台帳＋外国人登録台帳人口）

旧市町名	地区名	自治会数	世帯数	人口	65歳以上	高齢化率	協議会 設立年月日
旧長浜市	長浜地区	79	4,279	10,277	2,984	29.04%	H20.03.15
	六荘地区	24	5,397	13,711	2,444	17.83%	H20.11.08
	南郷里地区	21	3,929	10,506	1,931	18.38%	H19.12.01
	神照地区	37	7,316	19,624	3,452	17.59%	H22.11.06
	北郷里地区	10	1,857	4,783	1,112	23.25%	H20.12.23
	西黒田地区	11	729	2,444	684	27.99%	H19.12.13
	神田地区	8	442	1,312	337	25.69%	H20.12.14
旧浅井町	湯田地区	17	1,945	6,256	973	15.55%	H21.03.07
	田根地区	14	567	1,853	542	29.25%	H19.03.24
	下草野地区	14	836	2,634	504	19.13%	H20.12.21
	七尾地区	7	425	1,492	396	26.54%	H20.11.20
	上草野地区	9	510	1,532	539	35.18%	H21.08.08
旧びわ町	びわ地区	28	2,176	7,485	1,899	25.37%	H19.12.16
旧虎姫町	虎姫地区	16	2,171	5,637	1,435	25.46%	
旧湖北町	小谷地区	11	611	2,253	589	26.14%	
	速水地区	13	1,083	3,704	829	22.38%	H23.03.26
	朝日地区	11	816	2,951	769	26.06%	
旧高月町	高月地区	35	3,237	10,314	2,449	23.74%	H23.03.23
旧木之本町	杉野地区	4	237	663	250	37.71%	H23.05.21
	高時地区	5	413	1,272	421	33.10%	H22.12.17
	木之本地区	7	1,935	5,057	1,423	28.14%	
	伊香具地区	7	362	1,142	329	28.81%	
旧余呉町	余呉地区	19	1,249	3,711	1,249	33.66%	
旧西浅井町	西浅井地区	20	1,435	4,620	1,326	28.70%	
準世帯			492	505	133	26.34%	
総合計		427	44,449	125,738	28,999	23.06%	

資料3. 協議会の区域

(平成23年7月現在)





長浜市
NAGAHAMA